

## 告 示

### 埼玉県告示第五百九十号

平成三十一年埼玉県告示第百六号で公示した公共測量は、平成三十一年三月三十一日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕